

## 10月以降の当面の措置について

### ● 考え方

1. 現行ガイドラインが対象としているものについては、新ガイドラインが施行されるまで現行ガイドラインを適用する。即ち、技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力については、現行 JICA ガイドラインを、有償資金協力については、現行 JBIC ガイドラインを適用する。
2. 現行ガイドラインが対象としていないもの（協力準備調査、無償資金協力の審査・実施段階、技術協力プロジェクトの審査段階）については、下記の暫定的な措置を講じる。

### ● 暫定的な措置

#### 1. 協力準備調査

- 無償資金協力を想定した協力準備調査については、現行 JICA ガイドラインを参考として、手続きを行う。
- 協力準備調査において、本体事業が特定されており、本体事業のカテゴリ分類が“A”のフィージビリティ調査については、原則として環境社会配慮審査会の助言を求める。

#### 2. 無償資金協力・技術協力プロジェクトの審査段階及び無償資金協力の実施段階

- 現行 JICA ガイドラインを参考として、環境社会配慮に係る状況を継続的に把握する。

### ● 継続中の案件

現行ガイドラインに従う。

以 上